

# 一般社団法人全日本囲碁連合 地方支部団体規程

## (目的)

第1条 本規程は、囲碁及びペア碁に関する各都道府県を代表する機関として、一般社団法人全日本囲碁連合(以下「本部」という。)と相互の親睦を図り、共同して各都道府県における囲碁及びペア碁を統括し、その普及振興を行い、日本囲碁界の発展に寄与するための第2条に定める地方支部団体を設置すること、並びに地方支部団体に関する事項を定めることを目的とする。

## (地方支部団体の認定及び規程の遵守)

- 第2条 本部は、理事会の承認により、各都道府県において1つの法人又は団体を、当該都道府県における支部として認定することができる。
- 2 前項により認定を受けた法人又は団体を「地方支部団体」と呼称する。
  - 3 地方支部団体は、本規程及び本部が定める諸規程並びに本部が加盟する団体の諸その他の諸規程(以下、まとめて「各規程」という。但し、その性質上地方支部団体が遵守すべきものに限る。)を遵守する。
  - 4 本部は、第1項に基づき認定した各都道府県における地方支部団体について、その適格性について定期的に審査を行う。

## (地方支部団体の活動内容)

第3条 地方支部団体は、各都道府県における囲碁及びペア碁を統括し、その普及振興を行い、国内の囲碁及びペア碁の発展に寄与する団体として、該当する各都道府県において以下の活動を行うよう努める。

- (1) 囲碁・ペア碁に関する諸活動の統括
- (2) 他の地方支部団体との交流及び共同活動の企画・運営
- (3) 囲碁・ペア碁競技会の開催
- (4) 囲碁の普及・活用状況の調査及び研究

(5) その他地方支部団体の趣旨に合致する活動

(組織)

第4条 地方支部団体は、次の要件をすべて満たしているものとする。

- ① 本部の構成団体である公益財団法人日本棋院、一般財団法人関西棋院又は公益財団法人日本ペア碁協会の都道府県本部若しくは支部連合会として、長年にわたり当該の都道府県の囲碁及びペア碁競技の統括を行っている団体であること。
- ② 代表者1名及び本部との連絡担当者1名を含む3名以上の人員を配置することが可能であること。但し、各都道府県における囲碁及びペア碁の普及状況等に鑑み、事業遂行上支障が生じないと本部が認めた場合には、その限りでない。

(遵守事項)

第5条 地方支部団体は、法令、各規程、取引に関わる契約及び社会的規範としての倫理を厳守しなければならない。

- 2 地方支部団体は、暴力、暴言、脅迫、威圧等の暴力行為やパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントその他のハラスメント行為、ドーピング行為を含む薬物乱用等の反社会的な行為を行ってはならない。
- 3 地方支部団体は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。

(地方支部団体の表示事項)

第5条 地方支部団体は、活動に当たっては一般社団法人全日本囲碁連合の地方支部団体であることを対外的に表示するよう努める。なお、地方支部団体は、当該活動に必要な範囲内において、別途本部の指示する方法および態様にて、本部の名称及びロゴを使用することができる。

- 2 地方支部団体は、第三者との間で事業遂行上必要な契約の締結その他の行為をする際には、当該第三者に対して、契約の締結その他の行為の主体が地方支部団体であり、本部たる一般社団法人全日本囲碁連合は契約当事者に当た

らないことを明示するものとする。また、本部は、地方支部団体と第三者との間の契約の締結その他の行為によって地方支部団体に生じた責任を一切負わない。

(変更事項の届出)

第7条 地方支部団体は、以下の各号に定める事項を変更した場合には、速やかに本部に対して届け出なければならない。

- (1) 地方支部団体の名称又はロゴ
- (2) 代表者及び本部との連絡担当者
- (3) 地方支部団体の定款その他地方支部団体の重要な事項を定める規程及び規約
- (4) 地方支部団体(法人格を有するものに限る。)の登記事項

(脱退・処分等)

第8条 地方支部団体は、別途本部により定められる様式による脱退届を本部に提出し、本部が認めた場合に限り、地方支部団体を脱退することができる。

2 本部は、地方支部団体が本規程に違反した場合その他地方支部団体として適格性を欠くと本部が判断した場合は、事案の軽重に応じて、地方支部団体に対して以下の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 地方支部団体に関する認定の取り消し

附則

第1条(施行日)

2025年12月23日制定施行